

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会  
専務理事 大石 順一

「2019年度ゴルフ場利用者数・2020年3月末ゴルフ場数」について

ゴルフ場業界の数値的データとして最も信頼性が高く、1957年以降63年間の推移を知るうえで重要な「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」を発表します。

1. 2019年度ゴルフ場利用者数

(「ゴルフ場利用税」の徴税データにより集計している関係から、ゴルフ場の利用者数としては2019年3月～2020年2月となっている。)

2019年度ゴルフ場利用者数は、対前年度比110万人増加(1.3%増)の8,597万人となり、2016・2017年度のレベルに復活した。これは、2018年度に豪雨災害や台風の直撃により大きく減少した西日本地域が2017年度水準に回復したため、9月～10月に相次ぐ台風の上陸により減少した関東地方の結果をカバーする形となったためである。

特に注視すべき点は、全利用者数は前述の通り1.3%の増加でしたが、「18歳以上70歳未満の利用者数」が2010年度7,758万人となって以降10年間で1,093万人減少して6,665万人となっている反面、「70歳以上の利用者数」が2019年度も7.2%増加して全利用者数の22.5%となっていることである。「70歳以上の利用者数」は団塊の世代の全てが70歳に到達する2020年以降の数期間は遡増すると考えられるが、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大により外出を自粛する傾向が強まっており、コロナ休眠が長引かないように対応策を取らなければ遡減傾向に転ずる可能性が高まると危惧される。

2. ゴルフ場数

2020年3月末日におけるゴルフ場数は、対前年度末比21減少の2,209ゴルフ場であった。(都道府県に跨るゴルフ場が18あるため、実稼働のゴルフ場数は2,227ゴルフ場から18を減じた2,209ゴルフ場となる。)

ゴルフ場の閉鎖が本格的に始まったと考えられる2010年度以降、10年間の累計で218ゴルフ場が閉場したこととなった。

3. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくるもの

「2019年度ゴルフ場利用税額」は、対前年度比2億円減少の431億円であった。ゴルフ場利用税額は1992年度に1,036億円を記録した以降、年々減少を続けて41.6%にまで減少している。

また、2019年度の「1人当たりゴルフ場利用税額」は、前年度比1円減少の647円で、1993年度の1,019円から63.5%にまで減少している。

1989年の「娯楽施設利用税」から「ゴルフ場利用税」に変更されて以降、大半の自治体の「ゴルフ場利用税決定基準」が変更されていないため、「1人当たりのゴルフ場利用税額減少＝ゴルフ場利用税決定対象料金の減少」と考えられ、平均的なゴルフ場プレー料金もほぼ同率に減少したと考えられる。ただ、前述の通り、直近の2年間の通算で0.5%(3円減)となっており、一時期のデフレスパイラル的なプレー料金低下傾向は小康状態となっている。

#### 4. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の不合理性

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠いたものもある。その典型的な例が、18ホールを超えるゴルフ場のゴルフ場利用税額が高く決定される仕組みとなっているもので、14県の基準に取り入れられている。現状、18ホールプレーが100%に近い状況であり、18ホールしかプレーしないプレーヤーが負担する税がゴルフ場施設の規模により増額される基準が設けられていることは、不合理なことだ。

また、もっと不合理なことは、秋田県の「ゴルフ場利用税決定基準」にゴルフ場利用税等級決定の対象となる利用料金を次のように定めている点である。

「利用料金＝平日における通常の利用料金（グリーンフィー・各種維持費・連盟協力金・ゴルフ保険・緑化協力金・河川整備基金）」

上記のアンダーライン部分はプレーヤーの承諾の基に徴収される任意のものと考えているが、対象料金に含まれることとなっている。（他県においてもゴルフ場の申告時において選択制である旨の届出がない場合は、「協力費」との名目で含むとしている自治体がある。）

額の多寡ではなく、基本的な考え方を正していく必要があると考える。

#### 5. 18歳未満利用者は逡減傾向

「ゴルフ普及」とのテーマの中で、多くのゴルフ場や業界団体が「ジュニア育成」を活動目標に掲げている。下記の「18歳未満者」のゴルフ場利用者数からは、その成果が2012年度をピークに逡減傾向にある。その原因分析も必要である。

「全国の18歳未満者の利用者数」（2010年度以降の利用者数）（単位：千人）

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
利用者数	329	338	346	343	330	329	309	293	273	267

#### 6. 「ゴルフ場利用税」廃止問題の今後は？

ゴルフ場利用税は、娯楽施設利用税時代から軽減措置の追加、非課税制度の導入、地方自治体の税収事情等による「決定基準」の変更等により、制度的に整合性を失った状態となっている部分が多い。そもそも課税根拠が希薄な税金であることに加え、徴収側の都合によって様々な変化が加えられているため、税負担を求められているゴルファーには、税額決定が理解出来ない税制になってしまっている。

また、最近の動きとして、ゴルフ場利用税収の一部を財源とした「ゴルフ振興策」を地域ゴルフ場と協力して実施する自治体が徐々に増加しているが、このような動きは独自税収の少ない過疎地の自治体にとって、ゴルフ場利用税収が一般財源として貴重な財源である証でもあるだろう。

2019年10月1日に消費税が10%に改正されたが、「ゴルフ場利用税」は依然と残されたままとなっている。2019年度は、ゴルフ場利用税撤廃運動としては初めて、完全撤廃を前提としつつ「非課税対象年齢の拡大（30歳未満、65歳以上）、非課税競技の拡大」を要望事項とした。その結果は、「国民体育大会の公式練習・2020年東京オリンピックのゴルフ競技及び国際的な規模のスポーツ競技会のゴルフ競技（公式練習を含む）の非課税措置」が導入された。極めて限定的な成果であったが、2003年度の非課税制度導入以来の改正は評価されるべきと考える。

ゴルフ界として、2019年度の要望事項は地方自治体に歩み寄ったものとなったが、地方自治体との協調と共栄を希求するとの姿勢を地方自治体にも理解が得られるよう、活動していくことが要点だと考える。